

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律		法令番号	昭和25年法律第137号	
手続名	特定漁港漁場整備事業の施行のため他人の土地等への立入又は使用の許可		根拠条項	第24条第1項	
審査基準	<p>1. 他人の土地等への立入又は一時材料置場として使用することが、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要であると認められること。</p> <p>2. 他人の土地等への立入又は使用する土地若しくは水面が、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要な最小限度の区域であること。</p> <p>3. 他人の土地等への立入又は使用が、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要な最小限度の期間であること。</p>				
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関
			標準処理期間	30日	目次
			標準経由期間	日	No.